

千葉県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成26年6月3日

千葉県監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	黒	宮		昇
同	石	橋		毅

26千総総第173号
平成26年6月2日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 黒宮 昇 様
同 石橋 毅 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成22年度監査報告第11号、平成25年度監査報告第1号、平成25年度監査報告第10号、平成25年度監査報告第12号及び平成25年度監査報告第13号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>イ 督促状の送達を適正に行うべきもの（保健福祉局）</p> <p> 予算会計規則第37条第1項によると、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならないとされている。</p> <p> しかしながら、一部の歳入については、債務者から納期限までに納入されなかったにもかかわらず、督促を行っていなかった。</p> <p> 督促状の送達については規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>督促状の送達については、予算会計規則に基づき適正に行うよう所属長から職員に対して周知徹底を図った。</p> <p> なお、調定した歳入のうち納期限を過ぎても納入されていなかったものについては、平成26年2月までに督促状により督促を行った。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>ア 送電線路設置に係る道路占用料の徴収を適正に行うべきもの（建設局）</p> <p>道路法第4条によると、道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができないとされており、同法第32条第1項で、道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならないとされている。また、同法第39条第1項によると、道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができることとされている。</p> <p>しかしながら、送電線路設置に係る道路の占用については、占用者と本市との間で取り交わした土地使用協定により道路の使用を認め、当該協定を根拠として占用料相当額を徴収しており、道路占用許可を根拠として占用料の徴収を行っていなかった。</p> <p>送電線路設置に係る道路占用料の徴収については法令に基づき適正に行われたい。</p>	<p>送電線路設置に係る道路占用料の徴収については、平成26年4月に占用者から道路占用許可申請書の提出を受けて許可を行い、当該許可を根拠として占用料の徴収を行っている。</p>
<p>(3) 財産管理事務</p> <p>ア 道路の占用許可を適正に行うべきもの（建設局）</p> <p>道路占用規則第2条第1項によると、道路の占用許可を受けようとする者は、道路占用許可申請書を市長に提出しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、道路における郵便差出箱及び駅前タクシー乗場標識に係る占用許可の状況を抽出して確認したところ、道路が占用されているにもかかわらず、占用者に道路占用許可申請書を提出させていない事例が見受けられた。</p> <p>道路の占用許可については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>道路の占用許可については、各土木事務所管理課職員に対し維持管理課主催の説明会を開催し、道路占用規則に基づき適正に行うよう周知徹底を図った。</p> <p>なお、郵便差出箱については、平成26年3月までに占用者から道路占用許可申請書の提出を受けて許可を行った。また、駅前タクシー乗場標識については、新たな設置基準により、許可を行うとともに、基準に適合しない物件については、平成26年4月までに撤去を行わせた。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>イ 現金出納簿を備えるべきもの（都市局）</p> <p> 予算会計規則第 111 条によると、現金取扱員は、現金出納簿を備え、取り扱う現金のすべてを記入しなければならないとされている。</p> <p> しかしながら、動物公園では、動物公園サポーターの寄附金等を取り扱っているが、取り扱う現金のすべてが記入されている現金出納簿が備えられていなかった。</p> <p> 現金出納簿については、財務事務を行う上で最も基本となる帳簿であることから、規則に基づき備えられたい。</p>	<p>現金出納簿については、所属長から現金取扱員に対して予算会計規則に基づき備えるよう周知徹底を図り、平成 26 年 3 月に現金出納簿を備え、以後、適正な管理に努めている。</p>
<p>(2) 契約事務</p> <p>ア 希望型指名競争入札に係る入札参加資格要件の設定を適正に行うべきもの（こども未来局）</p> <p> 「業務委託に係る希望型指名競争入札の入札参加資格要件等の設定について」（平成 22 年 1 月 27 日付け財政部長通知）によると、清掃業務、警備業務、機械設備等維持管理業務の委託に係る希望型指名競争入札の入札参加資格要件の設定に当たり、実績要件については、履行実績を官公庁のみに限定するなど、必要以上に過度な実績要件を設定することにより、参加者数が限られることのないよう、適切な設定を行うこととされている。また、面積要件については原則として延床面積 3,000㎡以上の施設について設定することができるものとされている。</p> <p> しかしながら、清掃業務、警備業務、機械設備等維持管理業務委託に係る一部の希望型指名競争入札については、実績要件を官公庁のみに限定している事例や、施設の延床面積が 3,000㎡未満であるにもかかわらず、面積要件を設定している事例が見受けられた。</p> <p> 希望型指名競争入札に係る入札参加資格</p>	<p>希望型指名競争入札に係る入札参加資格要件の設定については、所属長から職員に対して「業務委託に係る希望型指名競争入札の入札参加資格要件等の設定について」の周知徹底を図り、平成 26 年度契約分から適正に行っている。</p>

要件の設定については、通知に基づき適正に行われたい。	
----------------------------	--